

土砂災害警戒区域等の指定（改正）に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続きに関する要領第7条第1項、第3項ないし第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 指定（改正）しようとする区域名称

- ・菅生澗(1)(102030243)ほか

令和7年1月7日付け兵庫県広報第580号掲載の該当公告（別紙1）の1に記載する区域

- ・菅生澗(1)(102030243)ほか

令和7年1月7日付け兵庫県広報第580号掲載の該当公告（別紙2）の1に記載する区域

- ・護持(2)Ⅱ(102030055)ほか

令和7年1月7日付け兵庫県広報第580号掲載の該当公告（別紙3）の1に記載する区域

- ・野尻Ⅱ(102030233)ほか

令和7年1月7日付け兵庫県広報第580号掲載の該当公告（別紙4）の1に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
意見書の提出なし	

3 公表資料の公表期間

令和7年2月25日から令和7年8月25日まで

兵庫県公報

令和7年1月7日 火曜日 第580号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	2
公 告	
○ 入札公告（環境政策課）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）	8
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	9
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	10
○ 入札公告（物品管理課）	10
○ 同 上（同）	13
○ 旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	16
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始の決定	17
警察本部公告	
○ 入札公告	21

告 示

兵庫県告示第1号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和7年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多可郡多可町加美区鳥羽字森垣内775の1（次の図に示す部分に限る。）、775の4、775の8から775の10まで、775の13、775の14、775の16、775の18、775の24、775の26、775の27、775の29
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
① 主伐に係る伐採種は、定めない。
② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菅生澗(1) (102030243)	姫路市夢前町菅生澗（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮置(2) (102030244)	姫路市夢前町宮置（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮置(3) (102030245)	姫路市夢前町宮置（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
又坂(3) (102030246)	姫路市夢前町又坂（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
峠谷(1)Ⅱ (202030147)	姫路市夢前町神種（別図5のとおり）	土石流

（別図1から別図5までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和7年1月15日（水）から同月29日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所（危機管理室、夢前事務所及び船山出張所）

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1-98

(3) 提出期限

令和7年1月29日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月25日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
菅生澗(1) (102030243)	姫路市夢前町菅生澗（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
宮置(2) (102030244)	姫路市夢前町宮置（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
宮置(3) (102030245)	姫路市夢前町宮置（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
又坂(3) (102030246)	姫路市夢前町又坂（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

（別図1から別図4までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和7年1月15日（水）から同月29日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所（危機管理室、夢前事務所及び船山出張所）

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1-98

(3) 提出期限

令和7年1月29日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月25日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

的場(1) I (131020035)の頁中別図35を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和7年1月15日（水）から同月29日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和7年1月29日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年3月6日(木)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第212号(土砂災害警戒区域の指定)の一部、平成30年兵庫県告示第332号(土砂災害警戒区域の指定)及び令和2年兵庫県告示第1235号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

護持(2)Ⅱ(102030055)の項中別図55を次の図面のとおり改める。

又坂(1)Ⅲ(102030057)の項中別図57を次の図面のとおり改める。

野尻Ⅱ(102030233)の項中別図1を次の図面のとおり改める。

多田Ⅱ(102010454)の項中別図1を次の図面のとおり改める。

(これらの図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和7年1月15日(水)から同月29日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所(危機管理室、夢前事務所及び船山出張所)

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1-98

(3) 提出期限

令和7年1月29日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月25日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧

平成30年兵庫県告示第353号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部、平成31年兵庫県告示第174号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部及び令和2年兵庫県告示第1249号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

野尻Ⅱ(102030233)の項中別図148を次の図面のとおり改める。
護持(2)Ⅱ(102030055)の項中別図36を次の図面のとおり改める。
又坂(1)Ⅲ(102030057)の項中別図37を次の図面のとおり改める。
多田Ⅱ(102010454)の項中別図46を次の図面のとおり改める。
(これらの図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和7年1月15日(水)から同月29日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所(危機管理室、夢前事務所及び船山出張所)

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課
〒670-0947 姫路市北条1-98

(3) 提出期限

令和7年1月29日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月25日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年1月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オーケー北伊丹店
所在地 伊丹市北園一丁目38番2号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社小西園芸社	伊丹市北伊丹三丁目25番地	小西美佐

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
オーケー株式会社	横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号	二宮涼太郎

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年8月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,559平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり)

53台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり)

100台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり)